

校正業務受託約款

第1条（総則）

本約款は、お客様（以下「甲」という）とパナソニック FS エンジニアリング株式会社（以下「乙」という）との間において、甲が乙に対して、甲の保有する対象機器（以下「校正機器」という）の校正業務を委託し、乙がこれを受託する取引（以下、「個別契約」という）について適用するものとします。

第2条（個別契約の成立）

甲は乙に対して、校正機器の校正業務を委託する旨の注文書を発行し、乙が注文書受領後7営業日までに当該注文の承諾拒否の通知その他別段の意思表示をしない場合は、乙は甲の注文を承諾したものとみなし、甲の注文書に基づく個別契約が成立するものとします。

第3条（校正業務）

1. 乙は、乙所定のトレーサビリティ体系に基づく標準器を使用し、乙所定の方法により校正業務を行うものとします。
2. 乙は、自らの責任と負担において、第三者に対して前項の校正業務の全部または一部を再委託することができるものとし、当該再委託を受けた第三者（以下「再委託先」という）が履行した校正業務について乙は乙が校正業務を行った場合と同一の責任を負うものとします。

第4条（個人情報の取扱い）

校正業務において、甲が甲の従業員の担当者名、連絡先等（以下、個人情報という）を乙に提供する場合、乙は、当該校正業務を遂行するために個人情報を利用すること、及びかかる目的のために必要な場合、個人情報を第3条に定める再委託先に提供するものとし、甲はこれに同意するものとします。

第5条（校正料金等）

1. 校正料金は個別契約にて定めるものとします。
2. 校正業務において発生する以下の各号に定める費用は、甲が負担するものとします。
 - ①校正機器の運搬・運送・梱包に要する費用
 - ②校正機器運搬のために乙が出張、移動に要した費用
 - ③その他、校正機器の引渡し・受取りに要した一切の費用
 - ④第8条に定める試験成績書作成に要した費用

第6条（校正業務の提供する場所）

1. 乙は、乙の指定する場所において校正業務を実施するものとします。
2. 前項にかかわらず乙が承諾した場合に限り、乙は甲の指定した場所で校正（以下「出張校正」という）を実施するものとします。
3. 出張校正を実施する場合、甲は、以下の各号を行うものとします。
 - ①甲は乙の作業者の安全な作業条件（電源、作業スペース、空調、明るさ、温度、湿度等）を確保し無償で提供するものとします。
 - ②危険な場所および立ち入り制限等がある場合、甲は注文書あるいは別書面にて乙に告知するものとします。

- ⑥本約款または個別契約に違反し、乙より相当期間を定めて是正を催告されたにも拘らずこれを是正しないとき
- ⑦前各号の一が発生するおそれがあると認められる明確な根拠があるとき

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は、自己、自己の役職員、自己の代理人もしくは媒介をする者または自己の主要な出資者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、および以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

- ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲は、自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③個別契約に基づく取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計または威力を用いて乙の名誉・信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

第14条（校正機器の滅失および毀損）

1. 甲の校正機器を乙の責に帰すべき事由により滅失または毀損した場合、乙は修理可能な場合は修理を行い、修理不可能な場合（滅失時も含む）は、校正料金の金額を上限として損害賠償金を甲に支払うものとします。

2. 個別契約について乙が甲に対して負担する損害賠償責任は、前項によるものが全てであり、乙は、いかなる場合にもその他甲に生じた間接的、派生的および特別損害ならびに逸失利益について責任を負わないものとします。

第15条（裁判管轄）

甲および乙は個別契約に関する紛争解決については、東京地方裁判所を専属的な第一審管轄裁判所とすることに合意します。

第16条（優先適用）

本約款の内容に相違する甲乙間で締結した契約条項その他取り決めは適用されないものとします。

以上